

「岡山市中小企業振興基本条例」に対する要望書（第一次）の内容全文

- 一、条例制定にあたっては、できるだけ多くの中小企業・小規模事業者や関係者、市民が関わり、丁寧な議論を重ねていくプロセスを重視していただきたい。その過程で、関係者にも「自分達関わって作った条例」という意識が浸透し、制定後も継続的に関心を持つことが可能になると思料します。
- 二、条例策定にあたっては、その前段階において、市内の人口動向や雇用状況、産業構造、企業数と従業員数などを精査し、地域の現状に即しつつ尚且つ将来の岡山市の発展の方向性を明らかにするものにしていただきたい。
- 三、条例の冒頭に、岡山市の中小企業・小規模事業者が地域で果たす役割と重要性、条例の方向性などに触れた、思いのこもった「岡山市らしい」前文を加えていただきたい。
- 四、基本理念を明確にしていただきたい。その際、二〇一〇年に閣議決定された「中小企業憲章」の基本理念およびその精神を最大限尊重していただきたい。
 - 五、市が行う施策は、可能な限り中小企業・小規模事業者との対話を通じて、下から（現場から）積み上げる形で立案していただきたい。ヨーロッパ小企業憲章に謳われた、「小さな者への影響を第一に考える」という”think small first”の精神を大切に、各種施策を立案するときには、中小企業・小規模事業者へ与える影響を第一に考慮していただきたい。
- 六、中小企業・小規模事業者を単に弱者として捉え補助する内容ではなく、むしろそのような補助が不要となるよう企業の自立を促すことに主眼を置いていただきたい。
- 七、「岡山市の責務と役割」「中小企業者の責務と役割」「中小企業関係者（経営者団体、大学、金融機関等）の責務と役割」のほか、「大企業の責務と役割」を明記していただきたい。

大企業は地域に大きな影響を及ぼすことを自覚し、市の政策に沿って中小企業・小規模事業者等と連携しながら地域振興に務めることなど、その努力義務を明示していただきたい。
- 八、「岡山市の責務と役割」の中には、「市民の理解と協力」を得るよう努めることを明記していただきたい。
- 九、条例制定後は、その進捗状況を検証する会議を定例化していただきたい。またそのことを条文の中に明記していただきたい。

会議については、閉じられた一部の関係者のみによる議論ではなく、中小企業・小規模事業者や支援団体、学識経験者や一般市民など、できる限り多様な立場の市民が関われるような形での議論をお願いしたい。

また中小企業・小規模事業者等の意見を集約する仕組みを作り、施策の効果を検証するとともに、検証結果を公表し、その後の政策に反映させていただきたい。